

# TMI 総合法律事務所

## 中国最新法令情報

- 2025年1月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

### — 目次 —

#### I. 最新法令情報（2024年12月中旬～2025年1月中旬）

- 中華人民共和国増値税法
- 水平型事業者集中審査ガイドライン
- 個人情報越境移転保護認証弁法（意見募集稿）

#### II. 中国法務の現場より

- 最近感じた傾向と中国ビジネスの展望

#### III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

## I. 最新法令情報（2024年12月中旬～2025年1月中旬）

### ◆ 中華人民共和国増値税法<sup>1</sup>

全国人民代表大会常務委員会 2024年12月25日公布、2026年1月1日施行

#### 1. はじめに

増値税は、物品、サービス、無形資産および不動産の流通過程で発生する付加価値を課税対象とし、概に日本の消費税に相当する。中国の財政部に公開された2023年度の公共予算収入<sup>2</sup>によると、同年度における国内増値税（輸入段階の増値税を除く。）の収入は69,332億人民元であり、年度税込総額である181,129億人民元の約38%を占めており、中国の第一税種、且つ流通税類のうちもっとも重要な間接税として、税制体系において中核的な地位を有する。

本中華人民共和国増値税法（以下「増値税法」という。）が公布されるまでの増値税に関する主な立法経緯は、概ね以下のとおりである。

- 1993年12月13日付で、増値税に関する最初の法令である「増値税暫定条例」<sup>3</sup>（以下「暫定条例」という。）が公布され、1994年1月1日に施行された。当該条例第1条によると、中国国内における物品の販売、または加工や修理・組立役務の提供、および物品の輸入行為は増値税の課税対象とされていた。
- 1993年12月25日付で、暫定条例の実施細則である「増値税暫定条例実施細則」<sup>4</sup>（以下「暫定条例実施細則」という。）が公布され、同日に施行された。
- 2016年3月23日付で、「営業税から増値税への移行試行を全面的に推進することに関する財務部および国家税務総局の通知」<sup>5</sup>（以下「36号文」という。）が公布され、同年5月1日施行された。当該36号文より、中国の税制改革の目玉となる営業税<sup>6</sup>から増値税への移行が試験的に開始された。
- 2017年11月19日付で、「『中華人民共和国営業税暫定条例』の廃止と『中華人民共和国増値税暫定条例』の修正に関する國務院の決定」<sup>7</sup>が公布され、同日に施行された。当該國務院の決定より、営業税から増値税への移行が実行された。
- 2017年11月19日付で、財政部と国家税務総局は増値税法の意見募集稿を公布し、2019年12月26日まで社会への公開意見募集を行った。
- 2022年12月30日付で、増値税法の草案が公布され、2023年1月8日まで社会への公開意見募集が行われた。
- 2023年9月1日付で、増値税法の草案（第2回審議案）が公布され、2023年9月30日まで社会への公開意見募集が行われた。
- 2024年12月25日付で、第14期全国人民代表大会常務委員会第13回会議において、増値税法が採択され、2026年1月1日から施行される。

増値税法の立法において、全体的には現存の税制を並行的に移行する方針に基づき、現行の税制枠組みと税負担水準を基本的に維持しつつ、増値税暫定条例および関連政策規定を法律に格上げした。

<sup>1</sup> 「中華人民共和国増値税法」

<sup>2</sup> [https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202402/content\\_6929621.htm](https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202402/content_6929621.htm)

<sup>3</sup> 「増値税暫行条例」

<sup>4</sup> 「増値税暫行条例」

<sup>5</sup> 「財政部、国家税务总局关于全面推开营业税改征增值税试点的通知」

<sup>6</sup> 課税役務の提供、無形資産の譲渡および不動産販売を課税対象とする税種であり、2017年11月19日付で増値税への移行に伴って廃止された。

<sup>7</sup> 「増値税暫行条例国务院关于废止《中华人民共和国营业税暂行条例》和修改《中华人民共和国增值税暂行条例》的决定」

同時に、実際の状況に応じて一部の内容について必要な調整が行われた<sup>8</sup>。また、増値税法の施行に伴い、現行の増値税暫定条例と暫定条例実施細則は同時に廃止される<sup>9</sup>。

増値税法は全 38 条からなり、総則、税率、納税金額、税収優遇、徴収管理および付則の 6 章に分かれている。以下では、増値税法において特に重要と思われるポイントおよび現行の増値税関連法令からの主な変化を整理して紹介する。

## 2. 要点

### (1) 納税義務者と課税取引<sup>10</sup>

#### ア 納税義務者

中国国内における増値税の課税取引、および物品輸入を行う単位<sup>11</sup>と個人（個人事業主を含む）は、増値税の納税義務者（以下「納税者」という。）とされている。

また、日本企業を含む中国国外の単位と個人が中国国内で課税取引を行う場合、納税者は当該中国国外の単位と個人である一方、中国国内の購入者は原則として源泉徴収義務者となり、「販売額×増値税税率」に基づいて源泉徴収額を算出し、源泉徴収を実施する。

#### イ 課税取引

増値税法第 3 条は現行の暫定条例第 1 条に定める「加工若しくは修理・組立役務」を「サービス」に統合した。また、同法第 4 条より、中国国内における増値税の課税取引は、以下の取引とされている。

取引の種類	適用条件 (いずれも必須条件)	留意事項
物品の販売	<ol style="list-style-type: none"> <li>有償で物品を譲渡する</li> <li>物品の発送地または所在地は中国国内である</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品の発送地が中国国内である輸出販売は課税取引に該当する。</li> <li>物品の所在地（販売地）が中国国内である中国への輸入販売または中国国内での製造販売は課税取引に該当する。</li> </ul>
サービスの提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>有償のサービス提供</li> <li>サービスは中国国内で消費され、またはサービス提供者は中国国内の単位と個人である</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クロスボーダー取引の消費地原則が確立され、サービスの消費地が中国国内である場合、サービスの提供者の所在地（中国国内企業であるか国外企業であるか、以下同じ。）にかかわらず、課税取引に該当する。例えば、日本企業は日本国内からオンラインで中国国内の顧客にコンサルティングなどのサービスを提供する場合、当該日本企業の担当者は中国に入国せず、中国現地に事業拠点を設置しなくても、そのオンラインサービスの提供は増値税の課税取引に該当する。</li> <li>中国国内の日系企業はその従業員を日本本社に派遣して事業サポートなどのサービス提供を行う場合でも、サービス提供者は中国国内の日系</li> </ul>

<sup>8</sup> [http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202412/t20241226\\_442117.html](http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202412/t20241226_442117.html)

<sup>9</sup> 増値税法第 38 条

<sup>10</sup> 増値税法第 3 条～第 6 条、第 15 条

<sup>11</sup> 中国法上の「単位」は、会社、企業、事業単位、政府機関、団体組織等、幅広く解釈される概念である（「刑法」第 30 条参照）。

		企業であるため、増値税の課税取引に該当する。
無形資産の譲渡	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有償で無形資産の所有権または使用权を譲渡する</li> <li>2. 無形資産は中国国内で消費され、または無形資産の譲渡人は中国国内の単位と個人である</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• クロスボーダー取引の消費地原則が確立され、知的財産権などの無形資産が中国国内で使用される場合、その譲渡やライセンスの当事者の所在地とは関係なく、課税取引に該当する。</li> </ul>
不動産の販売または賃貸	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有償で不動産を譲渡または賃貸する</li> <li>2. 不動産の所在地は中国国内である</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 属地原則が適用され、不動産の所在地が中国国内である場合、その譲渡または賃貸の行為は課税取引に該当する。</li> </ul>
自然資源の使用権の譲渡	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有償で不動産を譲渡または賃貸する</li> <li>2. 不動産の所在地は中国国内である</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 例えば、中国の土地使用権を有償で譲渡する場合、課税取引に該当する。</li> </ul>
金融商品の販売	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有償で金融商品を譲渡する</li> <li>2. 金融商品は中国国内で発行され、または金融商品の譲渡人は中国国内の単位と個人である</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 例えば、中国国内の上場会社の株式の譲渡は、中国国内で発行された金融商品の譲渡として、譲渡当事者の所在地とは関係なく、課税取引に該当する。</li> <li>• 中国企業が保有している外国の証券取引所の株式を譲渡する場合、課税取引に該当する。</li> </ul>

## ウ みなし課税取引

増値税法第5条は、暫定条例実施細則第4条および36号文第14条に定める「みなし販売」の場面の統合や一部削減を行い、増値税の納付が求められるみなし課税取引として、以下の該当場面を挙げている。

- 単位および個人事業主が自ら生産または委託加工した物品を集団福利や個人消費のために使用する場合
- 単位および個人事業主が無償で物品を譲渡する場合
- 単位および個人事業主が無償で無形資産、不動産または金融商品を譲渡する場合

## エ 課税取引の除外場面

増値税法第6条は、36号文別紙2の第1条第2項に定める「増値税を徴収しない項目」を踏まえ、以下の増値税を徴収しない課税取引の除外場面を挙げている。

- 従業員がその使用者または雇い主に賃金や報酬を得るサービスを提供する場合
- 行政事業性費用、政府性基金を受け取る場合
- 法律規定に基づく徴収、徴用より補償を得る場合
- 貯金利息の収入を得る場合

## (2) 増値税の属性と取引証憑書の記載<sup>12</sup>

増値税法第7条より、増値税は外税、即ち課税取引の販売額（価格）には増値税の税額が含まれないことが初めて法律により明確にされた。そのため、課税取引の価格は税込価格である場合、「 $\text{税込価格} \div (1 + \text{増値税率})$ 」に基づいて税抜価格を算出する必要がある。

また、増値税の税額が取引証憑書において単独に明記されることも同条により求められている。

<sup>12</sup> 増値税法第7条

### (3) 納税金額の計算方法<sup>13</sup>

増値税法は、増値税の納税金額を計算する方法について、以下の通常計算方法、簡易計算方法および特別計算方法などの計算方法を定めている。

種類	適用対象	計算式	関連概念	その他
通常計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通常の納税者</li> <li>• 所定の税務登記を経た小規模納税者</li> </ul>	納税金額 $= \text{当期売上税額} - \text{当期仕入税額}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 売上税額とは、「販売額×税率」より算出される増値税の税額である。</li> <li>• 仕入税額とは、納税者が物品、サービス、無形資産、不動産を購入する際に支払った、または負担した増値税の税額である。</li> <li>• 小規模納税者とは、年間課税販売額が500万人民元を超えない納税人である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 納税者は所定の増値税控除証憑（紙または電子の増値税専用インボイス<sup>14</sup>など）に基づいて売上税額から仕入税額を控除する必要がある。</li> <li>• 国務院は一定の手続を経て小規模納税者の判断基準を調整することができる。</li> </ul>
簡易計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 所定の税務登記を経していない小規模納税者</li> </ul>	納税金額 $= \text{販売額} \times \text{徴収率} (3\%)$	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 販売額とは、課税取引が発生した際に納税者が取得した、それに関連する対価であり、貨幣形式および非貨幣形式の経済的利益に対応するすべての対価を含むが、通常計算方法に基づいて計算される売上税額や、簡易計算方法に基づいて計算される納付税額のいずれも含まない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 販売額は、人民元で計算する。納税者は、人民元以外の貨幣で販売額を決済する場合には、人民幣に換算して計算する。</li> <li>• 販売額が明らかに異常に低い、または高い、且つ正当な理由がない場合、税務機関は関連法令に基づいて販売額を査定する場合がある。</li> </ul>
特別計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中外共同で海洋石油や天然ガスを採掘する活動</li> </ul>	国務院の規定に従う	無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関連の国務院の規定はまだ公布されていない。</li> </ul>
輸入物品の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 輸入物品</li> </ul>	納税金額 $= \text{税計算構成価格} \times \text{税率}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 税計算構成価格は、原則として「関税課税価格+関税+消費税」により算出される価格である。</li> </ul>	無し

<sup>13</sup> 増値税法第8条、第9条、第11条、第14条、第16条~第20条

<sup>14</sup> 「増値税专用发票」、増値税法第34条

#### (4) 税率<sup>15</sup>

増値税法第10条に定める増値税の税率は、概ね増値税暫定条例第10条に定める以下の4段階の税率を維持した。

税率	適用対象
13%	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般物品の販売または輸入</li> <li>• 加工や修理・組立役務の提供</li> <li>• 有形動産の賃貸</li> </ul>
9%	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特殊物品<sup>16</sup>の販売または輸入</li> <li>• 交通運送、郵便、基礎通信、建築、不動産賃貸サービスの提供</li> <li>• 不動産の販売</li> <li>• 土地使用権の譲渡</li> </ul>
6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通常のサービスの提供</li> <li>• 通常の無形資産の販売</li> </ul>
0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 物品の輸出</li> <li>• 国内の単位と個人による国务院の定める範囲内<sup>17</sup>の越境サービスの提供および無形資産の販売</li> </ul>

また、増値税法第12条および第13条は、増値税暫定条例（第3条）と36号文（第39条、第40条）の関連条項を踏まえ、以下の特別な場面における税率（徴収率）の適用方法を定めている。

- 納税者が2つ以上の課税取引を行い、異なる税率や徴収率にかかわる場合、それぞれの税率や徴収率に適用される販売額を区分して計算しなければならない。販売額を区分して計算しなかった場合、高きに従い税率を適用する。
- 納税者が1つの課税取引を行い、2つ以上の税率や徴収率にかかわる場合、課税取引の主要な業務<sup>18</sup>に基づく税率や徴収率を適用する。

#### (5) 増値税控除留保税額の還付<sup>19</sup>

上記(3)のとおり、増値税の納税金額は、通常、当期売上税額から当期仕入税額を控除する方法により算出されるが、原材料の大量購入や製品の製造サイクルが長いなどの原因で、当期仕入税額が当期売上税額を上回る場合がある。当該仕入税額が売上税額を上回った場合、控除し切れない仕入増値税額は増値税控除留保税額<sup>20</sup>と呼ばれている。

増値税控除留保税額は納税者にとって実質的には未回収の税金ともいえるため、長期かつ高額な増値税控除留保税額が企業のキャッシュフロー（資金繰り）に悪影響を与える可能性がある。そのため、中国では2011年より、増値税控除留保税額の還付制度を実施し、増値税暫定条例第4条第3項によると、当期に発生した増値税控除留保税額について、翌期に繰り越して控除を継続することができる。

増値税法第21条は、上記の増値税暫定条例の規定を踏まえ、納税者は国务院の規定に従い、増

<sup>15</sup> 増値税法第10条

<sup>16</sup> 特殊物品は、①農産物、食用植物油と食用塩、②水道水、暖気、冷気、熱水、ガス、石油液化ガス、天然ガスなどのインフラ関連エネルギー、③図書、新聞、雑誌、音響・映像製品、電子出版物、④飼料、化学肥料、農薬、農機具、農業用フィルムを含む。

<sup>17</sup> 当該「国务院の定める範囲」の具体的な内容について、現時点では不明である。

<sup>18</sup> 「課税取引の主要な業務」の判断基準について、現時点では不明である。

<sup>19</sup> 「留抵退税」、増値税法第10条

<sup>20</sup> 「留抵税額」

値税控除留保税額を翌期に繰り越して控除を継続する、またはその還付を選択することができる  
と定めている。

## (6) 控除不可の仕入税額<sup>21</sup>

増値税の納税金額を計算する際に、一部の仕入税額の控除が制限されており、増値税暫定条例第  
10条と36号文第27条は、いずれも控除できない仕入税額の項目を定めている。増値税法第21  
条は、これら現行法令に定める控除不可の仕入税額の項目に対して一定の増減（例えば、「借金サ  
ービス」を控除不可の仕入税額の項目から削除など）を行い、以下の項目となっている。

- 上記（3）の簡易計算方法に適用される課税項目に対応する仕入税額
- 増値税徴収免除項目に対応する仕入税額
- 非正常損失項目に対応する仕入税額
- 集団福祉または個人消費のために購入される物品、サービス、無形資産、不動産に対応する  
仕入
- 税額（※増値税法より新規追加された項目）
- 消費のために直接購入・使用される飲食サービス、日常生活関連サービスおよび娯楽サービ  
スに
- 対応する仕入税額
- 国務院が定めるその他の仕入税額

## (7) 徴収開始基準の適用対象

納税者の販売額が法定の増値税徴収開始基準に到達しなかった場合、増値税の徴収は免除される。  
当該増値税徴収開始基準の適用対象について、増値税暫定条例（第17条）では「納税者」、36  
号文（第49条）では「個人」とされているが、増値税法第23条より、小規模納税者（上記（3）  
を参照されたい。）に限定される。

また、現行の増値税徴収開始基準は、暫定条例実施細則第37条より定められているが、増値税  
法の施行後、暫定条例実施細則の廃止に伴い、国務院が新しい徴収開始基準を定めたうえ、全人  
代常務委員会に届け出る流れで制定されることになるため、今後の立法動向を注目する必要があ  
る。

## (8) 徴収免除の項目<sup>22</sup>

増値税法第24条は、暫定条例第15条および36号文の別紙2第1条に定める増値税の徴収が免  
除される項目を統合し、以下の免税項目に纏めた。また、各項目の具体的な適用基準については、  
国務院より別途定めることになる。

- 農業生産者が販売する自己生産農産物、農業機械耕作や排水灌漑および家禽、家畜の配種と  
疾病
- 予防などの農業関連活動
- 医療機関が提供する医療サービス
- 中古書籍、自ら使用済みの物品の販売
- 科学研究用および教育用の輸入機械、設備
- 外国政府や国際組織が無償で援助した輸入物資と設備
- 幼稚園、養老機構などに提供される育養サービス、婚活サービス、葬祭サービス
- 学校が提供する学歴教育サービス、学生が勤労奨学で提供するサービス

<sup>21</sup> 増値税法第22条

<sup>22</sup> 増値税法第24条

- ・ 記念館、博物館、文化館、文化財保護機関、美術館、展示館、書画院、図書館が開催する文化活動の入場料収入、また宗教施設が開催する文化および宗教活動の入場料収入

## (9) 関連期間<sup>23</sup>

### ア 納税義務の発生時期

増値税法第28条は、基本的に暫定条例第19条に定める増値税納税義務の発生時期を維持しながら、みなし課税取引（前述2.（1）ウを参照されたい。）の場合における納税義務の発生時期のみを追記した。

- ・ 課税取引の場合、納税義務の発生時期は販売代金の収受が完了、又は販売代金の請求に係る証拠
- ・ の取得が完了した当日である一方、事前にインボイスが発行される場合には、インボイスの発行
- ・ 日となる。
- ・ みなし課税取引の場合、納税義務の発生時期はみなし課税取引の完了日である。
- ・ 輸入物品の場合、納税義務の発生時期は通関申告をして輸入した当日である。

### イ 課税期間と申告・納付期限

増値税法第30条および第31条によると、暫定条例第23条および36号文第47条に定める1日、3日、5日の課税期間が廃止され、増値税法の施行後、以下の課税期間と申告・納付期限が適用される。

- ・ 納税者と源泉徴収義務者に適用される増値税の課税期間は、それぞれ10日、15日、1か月又は1四半期が適用され、具体的には、管轄の税務機関が納税者の納税金額に応じて個別的に査定する。但し、不定期に課税取引が発生する納税者は、その都度納税することができ
- ・ 納税者と源泉徴収義務者は、1か月又は1四半期の課税期間が適用される場合、当該期間が満了した日から15日以内に申告・納税し、10日又は15日の課税期間が適用される場合、原則として当該期間が満了した日から5日以内に税金を予納し、且つ翌月の1日から15日以内に申告・納税する。
- ・ 輸入物品の納税者は、税関が定める期限内に申告・納税する。

## (10) 納税申告の場所<sup>24</sup>

増値税法第29条は、暫定条例第22条および36号文第46条に定める増値税の納税場所に対する修正や補足を行い、以下の内容を定めている。

- ・ 固定した生産経営拠点を持つ納税者は、その機構の所在地または居住地の管轄税務機関に申告納税を行う。また、本店と支店が同一の県（市）内にない場合、原則としてそれぞれの所在地の管轄税務機関に申告納税を行うが、省レベルの財務と税務の管理当局の許認可により、本店所在地の管轄税務機関に一括して申告納税を行うこともできる。
- ・ 固定した生産経営拠点を持たない納税者は、課税取引の発生地の管轄税務機関に申告納税を行うが、当該申告納税を行わなかった場合、納税者の所在地または居住地の管轄税務機関が税金を追徴する。
- ・ 自然人が不動産を販売または賃貸し、自然資源の使用権を譲渡し、建設サービスを提供する場合、それぞれ不動産の所在地、自然資源の所在地、または建設サービスの提供地の管轄税務機関に申告納税を行う。

<sup>23</sup> 増値税法第28条、第30条、第31条

<sup>24</sup> 増値税法第29条



- 輸入物品の納税者は、税関が定める場所に従って申告納税を行う。
- 源泉徴収義務者は、その機構の所在地または居住地の管轄税務機関に、源泉徴収した税金を申告・納付する。当該機関の所在地または居住地が海外にある場合、課税取引の発生地  
の管轄税務機関に申告・納付する。

## ◆ 水平型事業者集中審査ガイドライン<sup>25</sup>

国家市場監督管理総局 2024年12月10日公布・施行

公平な競争の制度と仕組みの整備を推進し、国際的な高水準の経済貿易ルールと積極的に連携を図るため、また水平型事業者集中の審査をさらに規範化し、事業者集中審査業務の透明性を高め、反独占執行機関が事業者集中による競争への影響を評価する際の予見性を事業者に向上させるために<sup>26</sup>、国家市場監督総局は2024年6月17日に「水平型事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿）」（以下「意見募集稿」という。）を公表し、同年7月6日まで意見募集を行った後、同年12月10日に本「水平型事業者集中審査ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を公布した。

本ガイドラインは主に以下のとおり意見募集稿の条項を調整したものの、基本的に意見募集稿の内容が維持されている。また、意見募集稿に関する紹介は、弊事務所の「中国最新法令情報（2024年6月号）」の第4頁～第10頁を参照されたい。

- 意見募集稿第16条（即ち、集中に参加する事業者の関連市場の売上が総収入に占める割合に基づいて関連市場の確定要否を判断する内容を定める条項）が削除された。
- 意見募集稿第22条第3項に定める、集中後の事業体が関連市場で占める市場シェアを計算する際に、新たに設立された合併企業や集中の一方が潜在的競争者である場合には、その事業体が将来運営開始後3～5年以内に得る可能性のある市場シェアも考慮に入れるという内容について、当該「将来運営開始後3～5年以内」は、本ガイドライン第21条第2項により「将来運営開始後一定の期間（例えば3年）」と修正された。
- 意見募集稿第43条は、短期利益の犠牲（乃至赤字経営）を通じてユーザーをプラットフォームに引き寄せ、ネットワークの効率から利益を得ることを事業者による投資やイノベーションの努力の一種類として挙げているが、本ガイドライン第42条第2項では当該内容が削除された。
- 意見募集稿第84条、即ちデータ駆動型水平型事業者集中の評価の関連内容を定める条項が削除された。
- 本ガイドライン第86条が、本ガイドラインの性質（即ち、本ガイドラインは水平型事業者集中審査および関連コンプライアンス作業に関する一般的な指導として、反独占執行機関と事業者の参考に供し、強制力を有しない。）などを定める条項として新しく追記された。

## ◆ 個人情報越境移転保護認証弁法（意見募集稿）<sup>27</sup>

国家インターネット情報弁公室 2025年1月3日公表、2025年2月3日まで意見募集

<sup>25</sup> 「横向经营者集中审查指引」

<sup>26</sup> 「人民日报」（「人民日报」）2024年12月27日02版

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1819542915041973960&wfr=spider&for=pc>

<sup>27</sup> 「个人信息出境个人信息保护认证办法（征求意见稿）」

## 1. はじめに

中国国内の個人情報取扱者が中国国外に個人情報を提供する個人情報の越境移転（以下「**個人情報の越境移転**」という。）について、「個人情報保護法」<sup>28</sup>第38条第1項の定めに基づき、以下の3つのいずれかのクリアランス要件を充足することによって実施することが可能である。

- ① 「データ越境移転セキュリティ評価弁法」<sup>29</sup>を中心とする法令に基づき、国家インターネット情報部門が手配したセキュリティ評価（以下「**セキュリティ評価**」という。）を受ける。
- ② 専門機構による個人情報保護認証を受ける。
- ③ 「個人情報越境移転標準契約弁法」<sup>30</sup>を中心とする法令に基づき、国外の提供先との間で国家インターネット情報部門が作成した標準契約（以下「**標準契約**」という。）を締結する。

上記のうち、②の専門機構による個人情報保護認証（以下「**越境移転保護認証**」という。）については、当該認証の基本原則と基本要件などを定め、ガイドラインとして位置づけられる「個人情報保護認証の実施に関する公告」<sup>31</sup>及びその別紙である「個人情報保護認証の実施規則」<sup>32 33</sup>、並びに個人情報の越境移転の場面における認証に関する概括的なルールを定めた「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報の越境取扱活動に関するセキュリティ認証規範 V2.0」<sup>34</sup>が公布・施行されているが、①に関する「データ越境移転セキュリティ評価弁法」や②に関する「個人情報越境移転標準契約弁法」のような制度全般を定める部門規則レベルの法令が制定されていなかった。

そのような中、本「個人情報越境移転保護認証弁法（意見募集稿）」（以下「**本認証弁法**」という。）は、既存の規則、ガイドラインを踏まえ、主に越境移転の場面における個人情報保護認証の適用場面、認証機構の届出、認証の申請、認証の評価内容、認証後の監督管理などを定める部門規則の意見募集稿として公表され、2025年1月3日から2月3日までの間、意見募集が行われる。

なお、2024年3月22日に「データの越境流動の促進と規範規定」（以下「**促進規範規定**」という。）が施行され、これに伴い、個人情報の越境移転をするにあたってクリアランス要件の充足が免除される場面が大幅に認められるに至っているが<sup>35</sup>、本認証弁法が適用されるのは、あくまでも促進規範規定によりセキュリティ評価以外のクリアランス要件の充足が必要となる場面になると考えられる。とはいえ、本認証弁法が制定されることによって、越境移転保護認証に関する詳細なルール等が明確にされてこなかった中、今後個人情報の越境移転を行うにあたってのクリアランス要件として活用が活発化することが期待される。

<sup>28</sup> 「个人信息保护法」

<sup>29</sup> 「数据出境安全评估办法」

<sup>30</sup> 「个人信息出境标准合同办法」、当該部門規則に関する紹介について、弊事務所のブログ「[【中国】個人情報越境移転標準契約（中国版 SCC）の正式公布～重要ポイントと実務対応～](#)」を参照されたい。

<sup>31</sup> 「关于实施个人信息保护认证的公告」

<sup>32</sup> 「个人信息保护认证实施规则」

<sup>33</sup> 当該公告及び実施規則の紹介について、弊事務所の「[中国最新法令情報（2022年11月号）](#)」（第2頁～第4頁）を参照されたい。

<sup>34</sup> 「网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动安全认证规范 V2.0」

<sup>35</sup> 詳細は弊事務所のブログ記事である「[データの越境流動の促進と規範規定について](#)」を参照されたい。

## 2. 要点

### (1) 適用対象<sup>36</sup>

市場監督管理局の認可を経て個人情報認証資格を取得し、且つ所要資料を提出してインターネット情報部門での届出を完了した<sup>37</sup>専門の認証機構（以下「**認証機構**」という。）は、個人情報取扱者が業務等の必要性により中国国外に向けて個人情報を提供しなければならない場合に実施する個人情報の越境移転（以下の場面を含むが、これらに限られない。）に対して、中国国内で越境移転保護認証を行う際に、本認証弁法が適用される。

- 個人情報取扱者が中国域内の運営において収集・生成したデータを中国国外へ伝送する。
- 個人情報取扱者が収集・生成した国内に保存されている個人情報を、国外の機構、組織または個人が照会、取得、ダウンロード、またはエクスポートすることができる。
- 個人情報法第3条第2項に定める、中国国外における中国国内の自然人の個人情報を取り扱うなどその他の個人情報取扱活動。

### (2) 適用前提<sup>38</sup>

個人情報取扱者は越境移転保護認証を通じて個人情報の越境移転を行う場合、以下の条件をすべて満たす必要がある。また、これらの条件は、「データの越境流動の促進と規範規定」<sup>39</sup>第8条第1項に定める標準契約または越境移転保護認証を通じて個人情報の越境移転を行う場合の前提条件と基本的に同じである。

- 重要情報インフラ事業者ではないこと。
- 当年1月1日から起算して、中国国外に越境移転した個人情報（センシティブ個人情報を除く）が累計10万人以上100万人未満、又はセンシティブ個人情報が1万人未満であること。
- 中国国外に越境移転した個人情報には重要データが含まれていないこと。

### (3) 原則と法整備

#### ア 越境移転保護認証の原則<sup>40</sup>

- 越境移転保護認証は、任意性、市場化、社会化サービスの原則に従う。
- 認証機構は、統一の基準、統一の規則、統一のマークに基づいて越境移転保護認証を行う。また、現行のガイドライン上、上記の「統一の基準」と「統一の規則」については主に「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報の越境取扱活動に関するセキュリティ認証規範V2.0」、「統一のマーク」については「個人情報保護認証の実施規則」の関連規定により定められている。

#### イ 越境移転保護認証の法整備<sup>41</sup>

越境移転保護認証に関する今後の法整備の予定は以下のとおりである。

- 国家インターネット情報部門はその他の関連部門と共に、越境移転保護認証の関連基準、技術的な法規、および合格評価手順を制定する。
- 国家市場監督管理部門は国家インターネット情報部門と共に、越境移転保護認証の実施規則を制定し、認証証書及び標識を統一する。

<sup>36</sup> 本認証弁法第2条、第3条

<sup>37</sup> 本認証弁法第8条

<sup>38</sup> 本認証弁法第4条

<sup>39</sup> 「促進和规范数据跨境流动规定」、当該部門規則に関する紹介について、弊事務所のブログである「[【中国】データの越境流動の促進と規範規定について](#)」を参照されたい。

<sup>40</sup> 本認証弁法第6条

<sup>41</sup> 本認証弁法第7条

#### (4) 認証の申請<sup>42</sup>

##### ア 個人情報取扱者の場合

中国国内の個人情報取扱者は自らの判断で、認証機構に越境移転保護認証を申請することができる。

##### イ 中国国外の個人情報取扱者の場合

中国国外の個人情報取扱者については、その中国国内に設立される専門機構または指定される代表者（以下「申請代行者」という。）を通じて越境移転保護認証を申請する。また、当該申請を行う際に、以下の対応が求められている。

- 申請代行者は、申請に伴う法的責任を負うこと。
- 中国国外の個人情報取扱者は、中国の個人情報関連法令を遵守し、かつ監督管理を受けることを約束すること。
- 中国国外の個人情報取扱者は、越境移転保護認証の有効期間中は認証機構による継続的な監督を受けること。

#### (5) 認証の評価<sup>43</sup>

認証機構は、個人情報取扱者による越境移転保護認証の申請に対して、以下の項目を中心に評価する。また、認証機構が越境移転保護認証の申請を評価する過程などにおいて、個人情報の越境移転が国家安全や公共の利益を害し、または個人情報の権益に重大な影響を与えることを発見した場合、国家インターネット情報部門および関係部門に報告する義務がある。

- **適正な処理：**  
個人情報の越境移転の目的、範囲、方法などについて、その合法性、正当性、必要性。
- **影響評価：**  
中国国外の個人情報取扱者および提供先が所在する国または地域の個人情報保護政策、法律、ネットワークおよびデータ安全環境が、越境移転される個人情報の安全性に与える影響。
- **同等の保護：**  
中国国外の個人情報取扱者および提供先の個人情報保護レベルが、中国の法律、行政法規、および強制的な国家基準の要件を満たすかどうか。
- **契約の取り決め：**  
個人情報取扱者と中国国外の提供先が締結した法的拘束力のある契約に、個人情報保護義務を定めるかどうか。
- **保護措置：**  
個人情報取扱者および中国国外の提供先の組織構造、管理体制、技術的措置がデータの安全性と個人情報の権益を十分かつ効果的に保護できるかどうか。
- **その他の事項：**  
個人情報保護認証に関連する基準に基づき、認証機構が評価する必要があると判断したその他の事項。

#### (6) 認証後の監督管理など

##### ア 情報公開<sup>44</sup>

認証機関は、越境移転保護認証の申請を承認し認証証明書を発行した後、または認証証明書の状

<sup>42</sup> 本認証弁法第9条

<sup>43</sup> 本認証弁法第10条、第11条

<sup>44</sup> 本認証弁法第12条

態に変化が生じた後 5 営業日以内に、認証証明書の番号、認証を受けた個人情報処理者の名称、認証範囲、および証明書状態の変更情報などの認証証明書の関連情報について、国家市場監督管理総局が運営している全国の認証・認可情報を公開する公共サービスシステムである全国認証認可公共情報プラットフォーム<sup>45</sup>に報告・提出する。

#### イ 認証証書の一時停止または取り消し<sup>46</sup>

認証機構が、越境移転保護認証を受けた個人情報処理者において、個人情報の越境移転の状況が認証範囲と一致しないなど、認証要件を満たさなくなったことを発見した場合、直ちに関連する認証証書を一時停止または取り消し、さらにその事実を全国認証認可公共情報プラットフォームにおいて公表する。

また、国家インターネット情報部門などが上記の問題を発見した場合でも、認証機構は認証証書の一時停止または取り消しを行う。

#### ウ 通報<sup>47</sup>

いかなる組織または個人も、越境移転保護認証を受けた個人情報処理者が本認証弁法に違反して個人情報を中国国外に提供していることを発見した場合、省レベル以上のインターネット情報部門および関連部門に通報することができる。

#### エ 管理当局による監督管理<sup>48</sup>

省レベル以上のインターネット情報部門および関連部門は、越境移転保護認証を受けた個人情報処理者に重大なリスクが存在する、または個人情報の安全に関する事件が発生したことを発見した場合、法に基づき当該個人情報処理者に対して面談を行うことができる。認証を受けた個人情報処理者は、要求に従って是正し、潜在的な危険を取り除かなければならない。

執筆担当： 田 暁争

<sup>45</sup> <http://cx.cnca.cn/>

<sup>46</sup> 本認証弁法第 13 条

<sup>47</sup> 本認証弁法第 15 条

<sup>48</sup> 本認証弁法第 16 条

## II. 中国法務の現場より

### ◆ 最近感じた傾向と中国ビジネスの展望

1月28日より中国の春節が始まった。2024年10月の国慶節では、日本が中国からの海外渡航先のトップであったとの報道がされていたが<sup>49</sup>、一部報道では本年春節においても同様の傾向となっているようである<sup>50</sup>。特に地方では近時の外国旅行客の増加によるオーバーツーリズム問題も生じており、それに輪をかけることになる側面もある一方、インバウンド需要による日本経済への効果も期待はされているところであり、歓迎はすべき傾向かと思われる（とはいえ、旅行客の増加による宿泊費の高騰といった卑近な問題もあり、手放しには喜べない）。

他方、2024年末に、同年日中両国で実施した共同世論調査の結果が発表され<sup>51</sup>、そこでは特に中国人の対日感情、中国にとっての日本の重要性という部分の認識でネガティブな統計結果が示された。例えば相手国に対する印象という点では、日本で中国に対して良い印象を持っているとの回答が対前年比+3%の10.6%に上昇したのに対し、中国で日本に対して良い印象を持っているとの回答が対前年比で▲23%の12.3%まで下落し、逆に日本に悪い印象を持っているとの回答が対前年比で+25%の87.7%にまで上昇している。また、日中関係の重要性について、日本で日中関係が重要との回答が対前年比+2%の67.1%に上昇したのに対し、中国で日中関係が重要との回答は対前年比で▲34%の26.3%まで大幅に下落している。中国の対日感情は、尖閣諸島問題発生時並み、ないしはそれ以上に悪い、との評価もされている。

2024年には江蘇省、深圳で立て続けに日本人学校の学生を狙った凶行が発生し、その都度中国では日本人学校をスパイ養成機関だとするデマが中国のSNSを中心に拡散されていたことも、記憶に新しいが、このようなSNSでの情報発信というのも世論に影響を与えているかもしれない。とはいえ、統計はあくまで統計であり、その数字で全てを判断するべきでないことは、日本が中国からの海外渡航先として選ばれていることからいえるのではないだろうか。

さて、2024年末に日本から中国への渡航にあたってのビザ免除制度が復活したことを受け、筆者は本年1月に徐々に北京へ渡航し、1週間ほど滞在をした。コロナ禍中、コロナ禍後と、渡航にビザが必要な時期にも中国渡航はしていたが、その頃は強制隔離政策等の影響もあってか、航空便の乗客に日本人はほとんどおらず、大多数は中国人であった。その時の印象もあり、今回北京へ向かう便も日本人はほとんどいないだろうと思っていた。しかし、北京へ到着し、入国審査レーンに並ぶと、思っていた以上に日本からの渡航者は多かった。若い方からシニアな方まで、ビジネスパーソンのような方から旅行者のような方まで、実にいろいろな層の日本人を見かけた。ビザ免除制度復活がどれだけ寄与しているかは分からないが、日本から中国への渡航者が増えた（ように見えた）ことは、一つの良い傾向と思っている。

中国滞在中、日本人と中国人、以前からの顔見知りから初対面の方まで、実に色々な方と交流をさせていただいた。もちろん、私が日本から来た者だから、という面もあるだろうが、今回お会いした中国人の方々とは、日中関係の改善と発展への期待というものは広く共有できたと思っている。やはりFace To Faceでの交流は、画面越しでの交流では得られない、感じられない「何か」を得

<sup>49</sup> 日経新聞 2024年10月1日「中国・国慶節、日本が海外渡航先トップ 国内は節約志向」

<sup>50</sup> J-CAST2025年1月29日「中国人の春節旅行先、日本が一番人気 落とすお金も国別でトップ」

<sup>51</sup> 言論NPO2024年12月2日「日中両国は戦略的互恵関係の信頼基盤を失い始めている～第20回日中共同世論調査分析～」(要会員登録)

て、感じる事ができると改めて実感させられた。冬の北方ならではの白酒による歓待をいただけるのもリアルでの交流ならではの、である（2日連続の白酒はきつかった）。

また、目下業務面でいえば、コロナ禍や中国国内でのEV車の爆発的な普及を経て日系企業を含む外資系企業の中国事業撤退や縮小といった傾向が比較的顕著となっており、2020年頃以降、中国での新規投資や進出といったご相談はかなり減っていた。しかし、感覚でいえば昨年の中頃からは、中国での新規投資、中国企業との新規合併、更には中国子会社も含めた企業買収といったご相談が徐々に戻りつつある。中国経済の停滞、減速によって中国ビジネス環境も悪化している側面もあるが、産業、業界によっては、また、地方によっては、その中でも成長を見せている部分もあり、そのようなポテンシャルを踏まえた新規案件が増えていることも、もう一つの良い傾向と感じている。

足元では、王毅外相の来日や、コロナ禍によって延期となっていた習近平国家主席の来日に向けた調整も行われていると言われているが、日中相互のビザ政策の緩和は、これから政治レベルで日中間の関係改善、発展に向けた動きの一つの表れと考えている。米国ではトランプ政権2.0が発足し、この先4年間は米中間の関係がどのように変わっていくかを世界が注視している中、日本がどのように立ち回るかは極めて重要であろう。中国に迎合する必要はないが、日本と米国の関係の見通しもクリアではない中では、中国とうまく付き合うことも必要と思う。

両国間関係を筆者の極めてミクロな視点から述べるのもおこがましいが、少なくとも中国ビジネスに携わっている者として直近で感じ取っているいくつかの「傾向」が、両国間のビジネスの新しい流れであるものと思いたい。そして、両国間でのシナジーが十分に発揮できるようなビジネス環境が整えられていくことを期待しつつ、本年も法律事務所として、弁護士として、引き続き目の離せない中国での動き、ビジネスに資する情報を、読者の皆様にお伝えできるよう努めていきたいと思う。

執筆担当：包城 偉豊

### III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
<a href="#">2024 年 12 月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外医薬品流通許可保有者による国内責任者の指定の管理に関する暫定規定</li> <li>モバイルインターネットにおける未成年者モード設定に関するガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中間の入国手続の緩和</li> </ul>
<a href="#">2024 年 11 月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国投資者の中国上場企業への戦略投資に関する管理弁法</li> <li>商標権侵害案件違法経営額計算弁法</li> <li>「全国祝祭日及び記念日休暇弁法」改正に関する決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【商標】不使用取消請求の審査に関する新動向</li> <li>両用品目輸出管理条例及び両用品目輸出管理リスト</li> <li>中国「双十一」セールにおける3つの変化</li> </ul>
<a href="#">2024 年 10 月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークデータ安全管理条例</li> <li>最高人民法院による&lt;中華人民共和国民法典&gt;の不法行為編の適用に関する解釈（一）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>センシティブ個人情報識別ガイドラインとネットワークデータ安全管理条例の公表</li> <li>標準契約条項の届出実務を振り返って</li> </ul>
<a href="#">2024 年 9 月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定年退職年齢の段階的引き上げに関する決定</li> <li>インターネット広告識別性に関する法執行ガイドライン</li> <li>市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策（2024 年版）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【重要裁判例シリーズ】12 数値範囲に対する均等論の適用が認められた事例</li> <li>外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024 年版）</li> <li>深セン日本人学校男児刺殺事件に関する中国国内の報道</li> </ul>
<a href="#">2024 年 8 月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品分野に関する独占禁止ガイドライン（パブリック・コメント）</li> <li>会社登記管理に関する実施弁法（パブリック・コメント）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初の中国製 3A ゲームが登場、中国ゲーム業界に激震</li> </ul>
<a href="#">2024 年 7 月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈</li> <li>会社法適用の時的効力に関する若干規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録資本登記管理制度の施行に関する国務院の規定</li> <li>競業禁止義務と営業秘密保護について</li> </ul>
<a href="#">2024 年 6 月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるセンシティブ個人情報識別ガイドライン（意見募集稿）</li> <li>水平型事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中における著作権保護期間の差異</li> </ul>
<a href="#">2024 年 5 月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中華人民共和国関税法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高人民法院が 2023 年 10 大知財事件を公表</li> </ul>



号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北京市の住宅購入規制の緩和措置</li> </ul>
<u>2024年4月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>越境サービス貿易ネガティブリスト（2024年版）と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト（2024年版）</li> <li>国家外貨管理局による項目外貨業務ガイド(2024年版)の印刷・公布に関する通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大谷翔平」商標の中国での出願における実体審査のポイント</li> <li>中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について</li> <li>使用環境特徴と機能的特徴の認定が争点となった事例</li> </ul>
<u>2024年3月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家秘密保護法（2024年改正）</li> <li>消費者権益保護法実施条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AIが生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成AIサービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例</li> <li>実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-3 コンピュータソフト・AI関連発明審査基準</li> <li>実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-4 不正出願対策</li> <li>データの越境流動の促進と規範規定について</li> </ul>
<u>2024年2月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会社法」登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定（意見募集稿）</li> <li>内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者集中申告基準について</li> </ul>
<u>2024年1月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社法（2023年改正法）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-1 特許期間調整</li> <li>実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-2 遅延審査制度</li> </ul>

編集・発行  
TMI 総合法律事務所  
発行日  
2025年1月31日

## TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

### 東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1  
六本木ヒルズ森タワー23階  
TEL: +81-(0)3-6438-5511  
E-mail: [chinalaw@tmi.gr.jp](mailto:chinalaw@tmi.gr.jp)



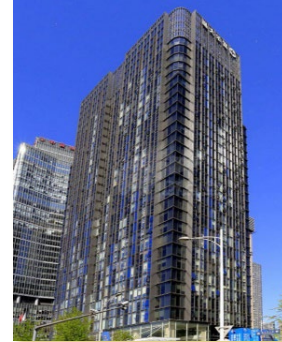
### 上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号  
淮海国際広場 2605 室  
TEL: +86-(0)21-5465-2233  
E-mail: [shanghai@tmi.gr.jp](mailto:shanghai@tmi.gr.jp)



### 北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号  
富爾大廈 3204 室  
TEL: +86-(0)10-8595-1435  
E-mail: [beijing@tmi.gr.jp](mailto:beijing@tmi.gr.jp)



## TMI 総合法律事務所拠点一覧



### オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/ジャカルタ/クアラルンプール  
※

### 現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による